



様式第4号（第6条関係）

令和2年9月7日

富士見市議会議長 篠田 剛 様

会 派 名 草の根
代 表 今成 優太

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

- 1 期 間 令和2年 9月5日（土）6日（日）
- 2 参加者名 加賀 奈々恵
- 3 場所（行政視察地・研修場所）
Zoom（自宅）
- 4 調査・研修概要
第7回多様な学び実践研究フォーラム
主催 多様な学び保障法を実現する会、フリースクール全国ネットワーク

【基調講演】

「子どもの学ぶ権利保障と多様な学びのこれから—子どもの権利条約採択30年の節目に」

喜多 明人（子どもの権利条約ネットワーク代表 / 早稲田大学名誉教授）

2019年10月25日に文部科学省から出された「不登校児童生徒への支援の在り方について」という通知の意味について基調講演があった。

この通知は「普通教育機会確保法」に基づいて出されているが、2016年に「普通教育機会確保法」が制定され3年経った今、なぜこのタイミングで出されたのか、それを考えなくてはならない。

なぜ今このタイミングで通知が出されたのかというと、文部科学省が「普通教育

機会確保法」制定後も学校復帰を前提とした支援のあり方から抜けだせない教育委員会と学校現場に対して是正する必要があると判断したからである。

「普通教育機会確保法」の制定は、理念法として、不登校の子どもや保護者にとっては「学校に行かなければ生きていけない」という学校至上主義の呪縛から解放される契機にはなった。

しかし、確保法成立後、一部の自覚的な自治体を除き、多くの自治体や学校現場では、相変わらず「学校復帰を目的とした」不登校支援が続いていた。

具体的には、福岡のシュタイナー学校に通う子どもたちが校長や教育委員会の無理解から「不就学」扱いとなり、保護者には「就学督促」が出されその不履行による就学義務違反として「罰金」が請求される事例等が生じていた。

文科省は不登校支援に関わる以下の4つの通知を廃止して、10・25通知に差し替えている。

- A 「登校拒否問題への対応について」（平成4年9月24日付け文部省初等中等教育局長通知）
- B 「不登校への対応の在り方について」（平成15年5月16日付け文部科学省初等中等教育局長通知）
- C 「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（平成17年7月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知）
- D 「不登校児童生徒への支援の在り方について」（平成28年9月14日付け文部科学省初等中等教育局長通知）

文部科学省が過去の通知を廃止し、新しい通知を出すという対応は未だかつてなかったことである。

廃止された通知では「当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切である」と判断される場合にのみ「校長は指導要録上出席扱いとすることができる。」とされていた。

しかし、10・25通知では「当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず」「校長は指導要録上出席扱いとすることができる」となった。

この判断基準の変更、転換により明確に学校復帰を前提とした不登校政策が否定され、学校外の多様な学びも認めて、公的な支援を行うような不登校政策に転換し

た。

今後、教育支援センターは通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援など不登校児童生徒への支援の中核となることが期待される。また、教育支援センターの設置促進に当たっては、世田谷区ほっとスクール(教育支援センター)希望が丘のように、自治体が施設を設置し民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられる。

いずれにせよ、10・25 通知を受けて「学校復帰を前提としない教育支援センター」改革が必要である。

【シンポジウム】

「若い命が生き生きと育つー幼児・小学生の多様な学びの実践」

永易 江麻 (東京コミュニティスクール法人事務局)

西村 早栄子 (智頭の森こそだち舎理事長)

熊谷 亜希子 (共育ステーション地球の家代表)

中川 綾 (大日向小学校 / 日本イエナプラン教育協会)

今井 睦子 (世田谷区ほっとスクール「希望丘」施設長 / 東京シューレ)

進行：奥地 圭子 (フリースクール全国ネットワーク代表理事 / 東京シューレ代表)

文科省学校基本調査によれば小中学生の不登校数は16万5000人にのぼり1年間で2万人増加している。加速度的な学校離れが生じているが、とりわけ増加が著しいのは小学生である。

フリースクール、教育支援センター、オルタナティブスクールへの問い合わせ、説明会への保護者参加、子どもの見学と入会が増えている実態がある。

見学に来る若い父親や母親は「学校」へ行ってほしいと思いつつも「我が子に合った学びが欲しい」と以前よりも前向きに幅を持ち「学校」にこだわらない考え方をしている人が増えていると感じている。

「普通教育機会確保法」が施行し、「学校復帰が前提」の文言が入った文科省4通知は廃止され、「社会的自立を目指して支援」の10・25新通知が出された。この背景から、中学生、高校生だけではなく小学生や幼児教育においても多様な学びのあり方が広げやすくなっている。

登壇したパネリストにおいても小学校・幼児教育のあり方はそれぞれ多様であったが、共通していたのは「異年齢での学び」と「インクルーシブ教育」であった。

異学年が共に学ぶことで、同学年のみの過度の競争や優劣思考を防ぐ役割があ

るとしており、インクルーシブ教育については障害児も共に学ぶことで、障害が友情の壁となることを防ぐとのことであった。

【報告】

「外国籍の子どもの教育機会確保」

小貫 大輔（東海大学国際学科教授）

文部科学省は2020年3月27日、「外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）」を公表した。その結果、外国籍の子どもの6人に1人が不就学の可能性があることが判明した。市町村で実態が確認できなかった外国籍児は8000人以上に上っている。

日本では「教育への権利」が「義務教育」という言葉に置き換えられ、しかも、それは「国民」だけだととされてきたからこのような状況が起きた。

今回、そのような状況に、2つの風穴をあけるような法律が近年成立した。1つが2016年の「普通教育機会確保法」であり2019年の「日本語教育推進法」である。

「日本語教育推進法」では、自治体は住民基本台帳や福祉、国際交流を担当する部署のほか、外国人学校やNPOとも連携して就学状況を把握し、保護者に学校などの情報を提供する取り組みを進めるとしている。今後は外国籍の子どもにとって大きく可能性を開くことができるよう自治体への働きかけを強める必要がある。

【分科会1】

「普通教育機会確保法のこれから—法律と制度のさらなる前進に向けて」

吉田 敦彦（大阪府立大学教授 / 日本シュタイナー学校協会）

古山 明男（おるたネット代表）

西野 博之（フリースペースたまりば理事長）

普通教育機会確保法が成立し、学校外の学びにはじめて法的な認知ができた。しかし、「多様な学び保障法を実現する会」が求めていたのは「多様な学び保障法」であり普通教育機会確保法は現実的な一步に過ぎない。

「普通教育機会確保法」は「学校教育法」と並列の法律であるという認識も持つべきであるが、憲法、国際条約、教育基本法からはもっと柔軟に教育制度を生み出

すことができる。

【分科会2】

「市民で新しい場をつくろうー立ち上げ、運営、養成」

桐澤 弘子（東京賢治シュタイナー学校 事務局スタッフ、理事）

神田 昌実（横浜シュタイナー学園教員）

下村 健士（デモクラティックスクールさくらんぼ学園代表）

奥地 圭子（フリースクール全国ネットワーク 代表理事 / 東京シューレ 代表）

自分たちの地域に多様な学びの場がないことから自ら立ち上げた経緯をそれぞれが説明。いずれも、法律的な枠組みだけでなく資金面が課題となっていた。その中でも東京シューレは、行政と協働事業・委託事業を行ったり、協力関係をもったりするとともに、子どもの権利を広げる政策提言を行ってきた。

こうした活動の中で、フリースクールを公教育に位置付ける構造改革特区の実現にも動き、東京都葛飾区の協力のもと東京シューレ葛飾中学校が誕生した。

今後、普通教育機会確保法のもと行政とも協働・委託事業などで関係性を築いていくことが必要である。

【海外先進事例から学ぶ】

「台湾のオルタナティブ教育の特徴と展開」

登壇者：王美玲（淡江大学准教授）

指定発言者：朝倉景樹（シューレ大学）、安 恩鏡（東洋大学子ども支援学助教）

進行：喜多 明人（子どもの権利条約ネットワーク代表・早稲田大学名誉教授）

台湾におけるオルタナティブ教育は、制度化を目標にこれまで3回にわたって法律の改正がなされてきた。その結果、オルタナティブスクールは所在地の行政機関に申請すれば「実験教育校」として、合法化される。しかし、オルタナティブスクールの制度化に、行政機関がその運営を支援するはずでもあるにも関わらず、行政が期待される役割を果たしていないのではないかという批判もある。

4-2 まとめ

2019年10月25日に文部科学省から出された「不登校児童生徒への支援の在り方について」という通知の意味について確認ができたことは意義があった。

富士見市の適応指導教室あすなろでは依然として成果指標に学校復帰率が挙げられている。その理由として学校復帰も社会的な自立のひとつと考えるから、との

ことであるが、10・25通知の考え方からすれば、当然、学校復帰を前提としない不登校支援のあり方を市として検討していく必要があると考える。今回の講座で学んだことを、普通教育機会確保法に基づいた不登校支援のあり方を市に提言していきたい。